

令和5年度 宇都宮市 男女共同参画推進事業者表彰

「きらり大賞」事業者募集！

募集期間 ★ 令和5年9月1日（金）～11月1日（水）必着

- ◆ 「女性の活躍推進」の取組
- ◆ 「仕事と育児や介護との両立支援」の取組
- ◆ 「多様な働き方」の取組
- ◆ 「性別に関わらず人権に配慮した職場環境」の取組 など



★ **男女共同参画や女性活躍の推進に
「きらり」と光る取組をしている事業者を表彰します！**

特に、「女性が活躍できる職場づくりや管理職登用」、「男性の育児休業取得」などに積極的に取り組んでいる事業者」の応募をお待ちしております！

過去の受賞者の取組事例

- 女性のキャリアアップ支援
- 法定以上の休暇制度の導入
- 在宅勤務制度の導入 など

ポジティブアクションの一環としての研修「女性塾」を実施するなど、女性管理職の育成に努めています。



働きやすい柔軟な職場環境の創出や社員間のコミュニケーションを意識した経営に努めています。

◆ 応募先
問い合わせ先

宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL：028-632-2346

FAX：028-632-2347

E-mail：u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp

◆令和5年度男女共同参画事業者表彰「きらり大賞」募集について

【対象の事業者】

市内に事務所または事業所を有する事業者で、男女共同参画の推進に取り組んでいる事業者

【応募の要件】

- (1) 「女性の活躍推進」「仕事と育児等との両立支援」「多様な働き方」「性別に関わらず人権に配慮した職場環境」の取組など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業者であること
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者、特定の公職者(候補者を含む。)や政党等を推薦し、支持し、若しくは反対する目的の団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと
- (3) 労働関係法令に重大な違反がないことやその他法令違反など、社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと
- (4) 市税を滞納していないこと

【応募期間】

令和5年9月1日(金)～11月1日(水)

【応募方法】

応募用紙(様式第1号)に必要事項を記入し、事業者の取組内容・実績・規定がわかるような資料と一緒に男女共同参画課へ提出してください。

応募用紙は、市役所2階男女共同参画課及び男女共同参画推進センター「アコール」(宇都宮市明保野町7-1)に設置してあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

【受賞事業者への対応】

- ・ 市長より表彰状の授与を行います。
- ・ 受賞事業者の取組は、市広報紙・市ホームページ・男女共同参画情報誌・就職情報サイト等に掲載のほか、ポスターにより大学や市有施設等で紹介・PRをします。

これまで52事業者が受賞しています

【令和4年度受賞事業者】



★ エム・イー・エム・シー株式会社

- ・ 女性管理職の増加に向けた管理職候補者の育成
- ・ 法定を上回る「子の看護休暇制度」の導入等
- ・ 副業の認可や後期再雇用制度の導入

★ 株式会社コジマ

- ・ 女性の幹部候補者育成のための組織の設置
- ・ 各店舗等で活躍できる女性を育成するための組織の設置
- ・ 育児休業相談窓口の設置などによる男性の育休取得促進等

★ 坂本塗装株式会社

- ・ 女性従業員の積極的な採用
- ・ 従業員のスキル向上に向けた資格取得等費用の全額負担
- ・ コアタイムなしのフレックスタイム制度の導入

★ 藤井産業株式会社

- ・ 女性のキャリアアップに向けた研修機会の提供
- ・ 産前産後休暇中の給与の全額支給等
- ・ 時間単位で取得可能な有給休暇制度の導入等

★ JT北関東工場

- ・ 法定を上回る「育児短時間勤務制度」の導入等
- ・ 事業所内保育所の設置等
- ・ コアタイムなしのフレックスタイム制度の導入

★ 晋豊建設株式会社

- ・ 有給休暇取得に向けた積極的な働きかけ
- ・ イクボス宣言の実施等
- ・ 女性技術者の積極的な採用等

★ 日本サーファクト工業株式会社

宇都宮事業所

- ・ 女性従業員の積極的な採用等
- ・ 社長の子育て体験等を掲載したパンフレット等による男性の育休取得促進
- ・ ノー残業デーの継続実施等

令和4年度受賞事業者表彰式

